

## 令和2年3月（第5回）光市教育委員会会議の要旨

### 1 開催日時

令和2年3月26日（木） 午後2時～午後3時50分

### 2 場 所

教育委員会事務局 2階会議室

### 3 出席者

能美教育長、河村委員、寺崎委員、中西委員、平岡委員

### 4 事務局

中村教育部長、河本学校教育課長、塩田学校教育課主幹、原田文化・社会教育課長兼人権教育課長、村崎体育課長、樺山図書館長、清水学校給食センター所長、升教育総務課長、影土井教育総務課経理係長

### 5 教育長報告

- (1) 教職員及び市職員の人事異動について
- (2) スポーツ優秀選手表彰について
- (3) 梅まつりコバルトウォークについて

### 6 議 事

#### (1) 議案及び報告

##### ア 議案第6号 令和2年度光市教育委員会重点施策について

###### (ア) 概 要

令和2年度光市教育行政重点施策を定めるため、本案を提出。

###### (イ) 内 容

施策の概要について、各課より説明。

###### (ウ) 主な意見や質疑

###### ① 意 見

山口県子ども元気調査のデータを学校は様々な活動に活用しているということか。

###### ② 回 答

調査結果を踏まえ次年度の活動に繋げている。

###### ① 意 見

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休校により、子どもたちのストレスや心理状態に影響があると思うが、学校再開後の子どもたちに対する心のケアをどのようにサポートしていくのか。

###### ② 回 答

不調などの様子があれば、臨床心理士やスクールソーシャルワーカーをすぐに

派遣できるような態勢を、県と連携しながら作っている。

① 意見

放課後子ども教室が全てのコミュニティで実施できていないが、全ての子どもたちが活動に参加できるような対応をお願いしたい。

② 回答

現在、市内7地区で実施しているが、子どもの活動を支援する方法は地域によって異なり、全市には普及していない状況である。

放課後子ども教室の制度を紹介しているところだが、地域の実情に合わせ、今後の取り組みを進めたい。

① 意見

学校給食の調理員等のマニュアルに、新型コロナウイルス関係の項目を新たに追加したか。

② 回答

新型コロナウイルスに特化したものは無いが、通常の衛生管理に関するマニュアルに則って調理員等は調理業務に従事している。

② 意見

新型コロナウイルスの影響で臨時休校が続いているが、給食に対するありがたみを実感する声を多く耳にしている。学校再開後も、引き続き安全・安心な学校給食の提供をお願いしたい。

(エ) 議決

全員一致で承認される。

イ 議案第7号 光市立学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の制定について

(ア) 概要

光市立学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則を制定することについて、事務局より説明。

(イ) 内容

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、山口県教育委員会が採用する者に限る光市立学校の会計年度任用職員についても必要事項を定める必要があるため、規則を制定するもの。

(ウ) 議決

全員一致で承認される。

#### ウ 議案第 8 号 光市立学校管理規則の一部改正について

##### (ア) 概 要

光市立学校管理規則の一部改正について、事務局より説明。

##### (イ) 内 容

小学校及び中学校における「道徳」の時間を「特別の教科である道徳」として正式な教科に位置づけるため、光市立学校管理規則第 3 条第 2 項中「道徳（小学校にあっては、特別の教科である道徳）」を「特別の教科である道徳」に改めるもの。

##### (ウ) 議 決

全員一致で承認される。

#### エ 議案第 9 号 光市学校運営協議会規則の一部改正について

##### (ア) 概 要

光市学校運営協議会規則の一部改正について、事務局より説明。

##### (イ) 内 容

令和 2 年 4 月 1 日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、光市学校運営協議会規則の参照条文である「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が削除される「条ずれ」に対応するため、光市学校運営協議会規則第 1 条中「第 4 7 条の 6」を「第 4 7 条の 5」に改めるもの。

##### (ウ) 議 決

全員一致で承認される。

#### オ 議案第 10 号 光市放課後児童クラブに勤務する非常勤嘱託員の勤務条件等に関する要綱の廃止について

##### (ア) 概 要

光市放課後児童クラブに勤務する非常勤嘱託員の勤務条件等に関する要綱の廃止について、事務局より説明。

##### (イ) 内 容

令和 2 年 4 月 1 日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、サンホームの非常勤嘱託員が地方公務員法に定める「会計年度任用職員」として位置づけられるため、本要綱を廃止するもの。

##### (ウ) 議 決

全員一致で承認される。

#### カ 議案第11号 学校運営協議会委員の任命について

##### (ア) 概要

学校運営協議会委員の任命について、事務局より説明。

##### (イ) 内容

学校運営協議会委員の任期が、任命の日が属する年度の末日までとなっていることから、令和2年度における光市立小学校11校及び光市立中学校5校の学校運営協議会委員を任命するもの。

##### (ウ) 議決

全員一致で承認される。

#### キ 報告第5号 光市外国語指導助手任用要綱の一部改正について

##### (ア) 概要

光市外国語指導助手任用要綱の一部改正について、事務局より報告。

##### (イ) 内容

令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、光市において語学指導等を行う外国語指導助手（ALT）について、地方公務員法に定める「会計年度任用職員」として位置づけられるため、所要の改正を行うもの。

#### ク 報告第6号 光市立図書館の臨時休館について

##### (ア) 概要

光市立図書館の臨時休館について、事務局より報告。

##### (イ) 内容

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年3月6日から令和2年3月26日まで図書館本館及び分館を臨時休館としたことを報告するもの。

#### ケ 報告第7号 光市文化センターの臨時休館について

##### (ア) 概要

光市文化センターの臨時休館について、事務局より報告。

##### (イ) 内容

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年3月10日から令和2年

3月31日までの期間、光市文化センターを臨時休館することを報告するもの。

**コ 報告第8号 令和元年度光市一般会計補正予算（第5号）について**

**（ア）概 要**

令和元年度光市一般会計補正予算（第5号）について、事務局より報告。

**（イ）内 容**

概要のとおり。

**サ 報告第9号 令和2年第1回光市議会定例会一般質問要旨について**

**（ア）概 要**

令和2年第1回光市議会定例会一般質問要旨について、教育長より報告。

**（イ）内 容**

概要のとおり。

**シ 報告第10号 区域外就学の承認について**

**（ア）概 要**

区域外就学の承認について、事務局より説明。

**（イ）内 容**

区域外就学の協議及び申請のあった15件を承認したことについて報告するもの。